

第3回北海道感染症危機管理対策本部会議 議事録

日時：令和2年2月7日（金） 15:50～16:10

場所：テレビ会議室

【副本部長（中野副知事）】

- ただいまから、北海道感染症危機管理対策本部の第3回本部員会議を開催いたします。まず、第2回本部員会議以降の状況について、保健福祉部長から報告をお願いします。

【保健福祉部長】

- まずはじめに、「1 発生の状況」でございますが、1月28日に患者が発生した以降、道内において新たな患者は発生しておりません。最初の患者さんは現在もまだ入院中でございますが、回復傾向にあります。
また、濃厚接触者の状況につきましては、所管の保健所におきまして健康観察を継続中という状況にあります。
- 国内の発生状況については、患者が21名、その他、無症状病原体保有者が4名確認されております。
また、2月3日に横浜港に到着いたしましたクルーズ船に対する検疫によりまして、ただいま61名の陽性者が確認されている、という状況になります。
- 続きまして、「2 国の対応」でございますが、(4)をご覧いただきたいと思っております。
2月1日に新型コロナウイルス感染症に対する対策強化のために、感染症法において指定感染症、および検疫法において検疫感染症に指定されました。これにより、入院措置や公費による医療の提供、検疫所における入国時の診察や検査などの措置が可能となりました。
加えて(5)でございますが、「帰国者・接触者外来」、「帰国者・接触者相談センター」を設置し医療体制を整備するよう依頼がございました。
- つづきまして「3 道の対応」でございます。
国の通知に基づきまして、医療機関に対し、指定感染症としての届出の基準や検査対応などについて、順次周知を徹底しているところであります。
- 次のページをご覧いただき、(6)であります。
これまでも保健所などにおきまして、相談窓口対応を行ってございましたけれども、新型コロナウイルス感染症が疑われる方に適切に対応するため、すべての二次医療圏に「帰国者・接触者外来」を設置した医療機関を整備するとともに、こうした方々からの相談を一元的に受け付けるため、本日付けでございますが、全道の保健所等に「帰国者・接触者相談センター」を開設し、受診が必要な方を適切な医療機関に、確実につなぐ体制を整備いたしました。
この体制によりまして、道民の皆様から症状をお聞きしたうえで、受診する医療機関をしっかりとお知らせをすることができるようになりました。
- 次のページをご覧いただきたいと思っておりますが、「北海道民のみなさまへ」という資料でござ

います。新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義をお示しし、「帰国者・接触者相談センター」において、一元的に相談を受け付けていくことをホームページで周知しております。

○ さらに、その次のページを見ていただき、「相談窓口及び帰国者・接触者相談センターについて」と書かれております。こちらは、一般的な相談窓口とともに、帰国者・接触者相談センターの窓口を記載しており、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方は、こちらのほうにご相談いただき、そして診療機関に結びつける、ということを行うことといたしております。

○ 戻っていただきますが、2ページ目に別表として、「道における相談対応状況」がございます。これまでに、相談窓口におきまして電話相談を受けました件数、そしてその内容を整理いたしております。

2月5日までの相談状況は、道全体で605件となっております。一般住民の皆様からは、症状や治療、予防方法に関する相談が多い状況でございます。また、宿泊施設等の事業者や医療機関、消防や警察などの公的機関からは、発生時の対応に関する相談が多く寄せられております。

道といたしましては、今後ともこれらの相談に、丁寧にしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○ 最後になりますけれども、資料2として「道の対応について」とあります。

新型コロナウイルス感染症が国際的に広がりを見せております。国内においても増加をしており、道内においても患者が発生いたしました。

○ こうした中で、感染拡大の防止に向けまして、各部と本庁、振興局につきまして、全体で連携をしながら、衛生管理の徹底などについて周知を図ってまいるほか、相談体制の充実や必要な情報発信を幅広く行うなど、対策の強化に努めているところであります。

道民の皆様様の安全・安心を確保するために、今後とも各部との連携を密に図りながら、迅速な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

○ はい、それでは、続きまして保健福祉部長から説明のありました資料2「新型コロナウイルス感染症への道の対応について」に関連をいたしまして、各部から報告をお願いいたします。まず、総合政策部お願いします。

【総合政策部長】

○ 資料2に関連いたしまして、総合政策部におけます対応状況について補足をさせていただきます。

○ 資料番号を振っておりませんが、2枚ものの資料がございますので、まずご覧ください。

最初に交通関連というところでございます。第1回目の会議でも一部報告をさせていただいておりますが、まず、「1道のこれまでの対応」といたしまして、感染拡大の防止に向けまして、道においては、国から各事業者、交通事業者に対して出されております通知内容を踏まえて、空港ビル、港湾、フェリー、鉄道、バス、タクシー事業者に対しまして1月30日付で

各事業者が有する施設設備等において衛生管理の徹底を図るよう文書で改めて通知をしています。

○ 次に「2 各交通事業者の対応等」でございます。

はじめに航空関係についてでございますけれども各航空会社におきましては、機内における注意喚起等を行っております。中国路線が運航されてございます新千歳空港におきましては、従業員やテナント各社におけるマスク着用の励行やトイレ、手すり等の除菌、アルコール消毒剤の設置など水際対策の徹底に務めているところでございます。

○ なお、中国路線の運行につきましては、中国当局が1月23日から武漢を出発する航空機や列車の停止、1月27日からは中国からの海外団体旅行、一部個人旅行の停止の措置を講じているところでございます。

航空局におきまして、各航空会社から現在聞き取りを行っておりますが、総じて予約の減少が続いている実態にございます。

本道と中国本土を結ぶ航空路線の運行についてでございますが、これも聞き取りベースでございますけれども、ウイルス発生前1月17日時点で週103往復だったのが、2月29日、今月末ですけれども36往復になる見通しとなっているところでございます。

○ 次にその下の港湾関係でございますけれども、前々回も申し上げましたけれども、道内には現在、国際旅客船ターミナルはございません。また、冬期にはクルーズ船の寄港予定もございません。一方で、フェリーターミナルなどにおいて利用者向けに注意喚起のポスター、あるいはアルコール消毒剤の設置をしたほか、従業員に対して感染症対策の徹底を実施しているところでございます。

○ その下の鉄道でございます。JR北海道におきまして1月30日付けで社内に対策本部を設置しており、感染拡大の防止に向けた対策を進めております。また、利用における具体的な影響の把握を進めているところでございます。

○ 一番下のバス、タクシーでございますが、道や各協会からの通知を踏まえまして運転手の方々などのマスクの着用の励行のほか、車両内のアルコール消毒などの対策を実施しているところでございます。

○ 「3 今後の対応」でございます。

来週12日でございますけれども、これまで文書などより個別に業者の方々に要請を行ってきているところでございますけれども、国や交通事業者などの実務担当者による連携会議を開催することとしております。関係機関の対応状況の情報共有ですとか、或いは感染拡大防止対策について改めて徹底する予定でございます。また、災害発生時における情報発信などの取組についても確認する予定としております。

○ 今後とも国からの情報収集に努めますとともに、道内交通事業者との連携のもとで、まずは空港ビル等における水際対策はもとより、来道者の方々のみならず、道民の方々への注意喚起を徹底して、更なる感染の拡大の防止に向け取り組んでまいります。

- 続いて2ページ目をご覧ください。道内の外国人の方々に対する主なサポート状況でございます。
- 最初に1番目の在住外国人や関係機関等への情報提供でございます。
これまで、在札の総領事館ですとか、或いは北海道外国人相談センターへ要請いたしまして、在住の外国人等への情報発信を行ってまいりました。
- これに加えて、道内の国際交流団体、或いは技能実習生の監理団体まで要請先を広げながら、取組を強化しているところでございます。
また、道や北海道外国人相談センターのホームページにおきましては、外国人への注意喚起といった情報を英語或いは中国語など7言語で提供しているところでございます。
- その下の「2 通訳や翻訳などの多言語支援」でございますが、日本語が得意ではない外国人の方々からの相談対応として、北海道外国人相談センターにおいて通訳サポートを行います。
また、各部局の感染症対策に関わる資料の翻訳を現在行っているところでございます。
これらの対策につきましては、引き続き保健福祉部と連携を密にして、在住外国人の一層の支援に取り組んでいるところでございます。
- 3番目でございますけれども、「道内自治体の国際交流事業への影響調査」でございます。
中国と交流を行う道内の自治体から継続的に聞き取りを行っているところでございますが、これまで3市の取組が見送りとなる、というところで、徐々に影響が出てきてございます。引き続き、注視をして参る考えでございます。
以上です。

【副本部長（中野副知事）】

- 次に少子高齢化対策監からお願いいたします。

【少子高齢化対策監】

- 続きまして、保健福祉部から、先ほどの資料2に沿いまして、適切な情報提供・注意喚起に関しまして、口頭でご報告を申し上げます。
- これまで保育所や児童福祉施設、高齢者介護施設などの社会福祉施設等に対しまして、風邪やインフルエンザへの対策と同様に、マスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つといった通常の感染対策を行うことが重要であることなどにつきまして、新型コロナウイルスに関連した感染症対策として対応について周知を図ってきております。
また、保健所への相談においても、基本的な感染症対策等について理解が得られるよう対応に努めております。
- こうした中、各施設におきましては、手洗い等の感染対策を講じていることのほか、人混みを避けた外出行事や外遊びの変更の工夫などについて、関係団体等から確認をしたところでございます。

- 今後とも、各施設に対しまして、感染対策マニュアル等を通して、共通理解を深めていただけるよう、正しい知識や最新の情報提供を行うなどして、不安の軽減や感染防止に努めて参ります。

以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

- 次に学校教育監からお願いいたします。

【学校教育監】

- 資料2の学校等関係者向けにおきまして、説明させていただきます。

- 道教委では、文部科学省からの通知を受けまして、学校や市町村教育委員会に対し、通知を出しております。

内容につきましてはインフルエンザ等の感染症と同様、咳エチケットや手洗い等を行うこと、そして、中国から帰国した児童生徒に発熱等の症状があった場合は、保健所に相談するとともに、校長は学校保健安全法に基づき出席停止の措置をとること等を指導しておりまして、私立学校につきましては、総務部の方からも同様の指導が行われているところでございます。

- 各学校におきましては、消毒用アルコールの設置や保健だより等を作成して、予防に向けた情報を児童生徒や保護者に情報提供している等の対応を行っているところでございます。

道教委としては、引き続き、最新かつ正確な情報を学校に提供して、必要に応じて適切な対応を取ることができるよう指導して参ります。

以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

- それでは、続きまして、新型コロナウイルス感染症に伴う観光への影響について、経済部観光局からご報告をお願いいたします。

【経済部観光局長】

- 観光局でございます。

先ほどの記者会見で知事からお話ございましたが、今般の事態に伴う観光への影響について改めてご報告いたします。

- 資料3をご覧ください。

この2～3月に昨年並みの中国からの来訪が見込まれていると仮定しますと、中国からの団体旅行及び個人旅行パッケージの減少分だけで2～3月の2か月だけで少なくとも200億円以上の観光消費が減少するという試算結果となっております。

- 中国からの観光客はアジアの中でも観光消費額が高く、それらの減少によりまして、宿泊をはじめ、交通、飲食、レジャー等、様々な産業に大きな影響が生じることとなります。

- また、2に戻りますが、渡航禁止対象の団体旅行等の減少に加えまして、中国からの個人旅行や、中国以外からの国・地域からの観光客の減少、さらには風評等により国内旅行も減少傾向

向にあるといった声も事業者の皆様から寄せられており、それらを勘案いたしますとさらに深刻な影響が懸念されます。

- また、資料の下段には、この度、集計いたしました主な観光施設ごとのキャンセル状況を掲載しております。これらにつきましては、ご回答いただいたキャンセル分を集計したものでありまして、道内全体のキャンセル数はさらに大きく、今も増え続けているということもお聞きしております。

こうした影響を抑えていくための対策について現在検討を進めておりますが、各関係部局、各振興局におかれても、御協力いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

【副本部長（中野副知事）】

- それでは、その他、各部各振興局から何かご発言はありますでしょうか。
それでは経済部お願いします。

【経済部次長】

- 経済部です。
今回、道内経済の影響につきましては、今後流行が長期化した場合、観光業以外の小売業、飲食業、製造業等への影響も懸念されておりますことから、経済部といたしましては、影響が及ぶと想定される業種の企業、団体を対象にヒアリングによる調査に着手したところでございまして、影響の把握に努めているところでございます。
以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

- 他に何かありますでしょうか。各振興局、オブザーバーの方ありますでしょうか。
それでは、本部長から今後の指示についてお願いします。

【本部長（知事）】

- 先月28日に陽性と判明した道内の新型コロナウイルス感染症の患者の方については快方に向かっております。
それ以降は、道内で感染症患者の発生はないわけではありますが、国内での患者の発生が続いておりますことから、道民の不安を軽減し、まん延をできる限り防止をする観点から、一層の対策強化が必要であります。
- こうしたことから、先ほど、部長からの説明にもあったとおり、感染が疑われる方に適切に対応するため、今般、道内全ての二次医療圏に、「帰国者・接触者外来」を設置した医療機関を整備するとともに、こうした方からのご相談を一元的に受け付け、「帰国者・接触者相談センター」を開設いたしました。
- 相談センターにおいて、きめ細かく症状を聞き取ることなどにより、感染が疑われる方を必要な医療に確実につなぐことができるよう、医師会をはじめ、地域の医療機関としっかり連携し対応願いたいと思います。

- また、今回の事態に伴う観光需要の落ち込みによりまして、幅広い関連産業に大きな影響が生じてきております。需要喚起につながる速攻性のある取り組みが求められております。
- 観光分野以外についても、速やかに影響の把握を行うとともに、事態の推移をしっかりと見極めながら迅速な対応ができるよう、対策の検討を加速するよう、お願いいたします。
- これまでの間、道民の皆様や関係機関、事業者等に対し咳エチケットや手洗い、施設の消毒などの衛生管理等、感染症予防に努めるよう呼びかけ、各事業者においても、対応していただいております。今後さらに、二次感染や経済対策などへの対応も、ますます重要になってくると考えております。
- 各部においては、それぞれ所管する関係事業者や関係団体に対し、施設消毒などの感染症対策が適切に行われるよう正しい情報をきめ細やかに発信をするなど、引き続き全庁一丸となつて、道民の皆様や北海道を訪れる皆様の安全安心に万全を尽くし、感染拡大防止対策が進むようお願いをいたします。
以上です。

【副本部長（中野副知事）】

- それでは、引き続きよろしくようお願いいたします。
以上をもちまして、感染症危機管理対策本部第3回本部員会議を終了いたします。